令和 8年４月１日

入院基本料の施設基準（看護配置）に関するお知らせ

当病棟では、厚生労働大臣が定める基準に従い、以下の通り看護職員を配置しております

１．届出入院料

当病棟は、「地域一般入院料３」の届出を行っています

２．看護職員の配置基準

当病棟では、日勤・夜勤を合わせて、入院患者様15人に対して1人以上の
看護職員（看護師および准看護師）を配置しています
1日平均で【 ６人 】以上の看護職員が勤務しています

３．時間帯ごとの看護配置（受け持ち患者数）

時間帯（各勤務帯）における看護職員1人あたりの受け持ち患者数は次の通りです

■ 日勤帯（ ９：００ ～ １７：３０ ）

看護職員1人あたりの受け持ち患者数は【 ７人 】以内です

■ 夜勤帯（ １７：３０ ～ 翌朝 ９：００ ）

看護職員1人あたりの受け持ち患者数は【 １４人 】以内です